

水質基準に関する省令の一部改正に伴う 検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、「平成27年厚生労働省令第29号（平成27年3月2日）」にて「水質基準に関する省令」及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」の一部が改正されました。これに伴い、弊社の水質基準に関する検査内容を下記のように変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

謹白



変更の内容

● 水質基準に関する省令の一部改正

水質基準項目“ジクロロ酢酸”及び“トリクロロ酢酸”の基準値変更

変 更 日 2015年4月1日(水) 受付分より

水質基準項目 ジクロロ酢酸（現行基準値 0.04mg/L 以下）及びトリクロロ酢酸（現行基準値 0.2mg/L 以下）の基準値が、それぞれ 0.03mg/L 以下に改正されます。

● 変更項目情報

「水道水・原水（水道法関連）の検査」・「飲料水（ビル管関連）・その他の検査」

基準番号	項目名	検査方法	基準値(mg/L)	依頼コードNo.
24	ジクロロ酢酸	ガスクロマトグラフ質量分析法	0.03以下	0512
28	トリクロロ酢酸	ガスクロマトグラフ質量分析法	0.03以下	0524

裏面に続きます

株式会社 **ビー・エム・エル**

本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3

総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1

☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

検査項目検索用
アプリ B-Book



Google play



Available on the
App Store



電子カルテはビー・エム・エル



水質検査報告書

検体種類 採取場所 受付番号 採取日 採取時間 受付日 検査日 報告日

検査項目	測定結果	単位	基準値	検査項目	測定結果	単位	基準値
一般細菌	個/mL	100以下(注1)		ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	
大腸菌	個/mL	検出されないこと		亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下		アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	
水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下		鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	
セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下		銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	
鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下		ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下		マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	
六価クロム化合物	mg/L	0.05以下		塩化物イオン	mg/L	200以下	
亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下		蒸発残留物	mg/L	500以下	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1以下		陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	
フッ素及びその化合物	mg/L	0.05以下		ジエオスミン	mg/L	0.00001以下	
ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下		2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	
四塩化炭素	mg/L	0.002以下		非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下		フェノール類	mg/L	0.005以下	
ジクロロメタン	mg/L	0.04以下		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.2以下	
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下		pH	値	5.8以上8.6以下	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下		pH測定時の水温	℃		
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下		臭気	単位	検出されないこと	
ベンゼン	mg/L	0.01以下		臭気	単位	検出されないこと	
塩素酸	mg/L	0.05以下		色	度	5以下	
クロロ酸	mg/L	0.02以下		濁度	度	2以下(注3)	
クロロホルム	mg/L	0.05以下		有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	0.2以下	
ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下		大腸菌群(浴槽水)	個/mL	1以下	
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.1以下		大腸菌群(公共浴場等)	個/mL	検出されないこと	
臭素酸	mg/L	0.01以下		残留塩素	mg/L		
総トリハロメタン	mg/L	0.1以下(注2)		有機リン	mg/L	0.1以下	
トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下					
ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下					
ブモホルム	mg/L	0.09以下					

基準値
変更箇所

(裏)

定量下限値一覧

検査項目	定量下限値	単位
一般細菌	個/mL	
大腸菌	個/mL	
カドミウム及びその化合物	0.0003	mg/L
水銀及びその化合物	0.00005	mg/L
セレン及びその化合物	0.001	mg/L
鉛及びその化合物	0.001	mg/L
ヒ素及びその化合物	0.001	mg/L
六価クロム化合物	0.005	mg/L
亜硝酸態窒素	0.004	mg/L
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001	mg/L
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.1	mg/L
フッ素及びその化合物	0.08	mg/L
ホウ素及びその化合物	0.01	mg/L
四塩化炭素	0.0002	mg/L
1,4-ジオキサン	0.005	mg/L
ジクロロメタン	0.001	mg/L
ジクロロメタン	0.001	mg/L
テトラクロロエチレン	0.001	mg/L
トリクロロエチレン	0.0005	mg/L
ベンゼン	0.001	mg/L
塩素酸	0.06	mg/L
クロロ酸	0.002	mg/L
クロロホルム	0.001	mg/L
ジクロロ酢酸	0.003	mg/L
ジブロモクロロメタン	0.001	mg/L
臭素酸	0.001	mg/L
総トリハロメタン	0.001	mg/L
トリクロロ酢酸	0.003	mg/L
ブロモジクロロメタン	0.001	mg/L
ブモホルム	0.001	mg/L
ホルムアルデヒド	0.008	mg/L
亜鉛及びその化合物	0.01	mg/L
アルミニウム及びその化合物	0.01	mg/L
鉄及びその化合物	0.03	mg/L
銅及びその化合物	0.01	mg/L
ナトリウム及びその化合物	0.1	mg/L
マンガン及びその化合物	0.005	mg/L
塩化物イオン	0.2	mg/L
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	mg/L
蒸発残留物	10	mg/L
陰イオン界面活性剤	0.02	mg/L
ジエオスミン	0.000001	mg/L
2-メチルイソボルネオール	0.000001	mg/L
非イオン界面活性剤	0.005	mg/L
フェノール類	0.0005	mg/L
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2	mg/L
pH	値	
臭気	単位	
色	度	0.5
濁度	度	0.1
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	0.2	mg/L
残留塩素	0.1	mg/L
有機リン	0.01	mg/L

※部数未満：定量下限値未満、定量下限値及び食品衛生法基準値は裏面をご参照ください
(注1)：プール水200以下、浴槽水設定無し
(注2)：プール水0.2以下
(注3)：浴槽水5以下
(注4)：プール水12以下、原水・原湯・上り用湯・上り用水10以下、浴槽水25以下

判定	上記の水質検査項目の結果は、水道法の水質基準に〔 〕です。
基準値	水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)による
検査方法	水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省令第31号)による
備考	

建築物飲料水水質検査表 川崎市24水第970号
厚生労働大臣登録機関 第184号



株式会社

ビー・エム・エル

〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1
TEL. 049-232-3131 FAX. 049-232-3132

水質検査監督者 川野吉郎

様式No.4005-50 版03 15.04 10,000(PF)

フッ素	0.08以下	0.08	mg/L
有機リン	0.1以下	0.01	mg/L
亜鉛	1.0以下	0.01	mg/L
鉄	0.3以下	0.03	mg/L
銅	1.0以下	0.01	mg/L
マンガン	0.3以下	0.005	mg/L
塩素イオン	200以下	0.2	mg/L
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	1	mg/L
蒸発残留物	500以下	10	mg/L
陰イオン界面活性剤	0.5以下	0.02	mg/L
ジエオスミン	0.005以下	0.005	mg/L
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10以下	0.2	mg/L
pH	5.8以上8.6以下		
臭気	異常でないこと		
臭気	5以下	0.5	度
濁度	2以下	0.1	度

定量下限値
変更箇所

検査方法・基準値：厚生省告示第370号「食品添加物等の規格基準第一食品D各条清涼飲料水の製造基準」による